

第28回 石巻地域合併協議会

〔開催日：平成17年3月14日(月)〕
〔場 所：石巻ルネッサンス館〕

石巻地域合併協議会事務局

第28回 石巻地域合併協議会 資料目次

報告事項

- 報告第83号 新市における非常勤の特別職等の報酬について・・・P 1
- 報告第84号 新市の例規について・・・P 10
- 報告第85号 事務事業の調整結果について・・・P 24
- 報告第86号 新市の平成17年度予算について・・・P 26
- 報告第87号 平成16年度 石巻地域合併協議会事業実施状況及び歳入歳出
決算見込みについて・・・P 30

その他

- 市長職務執行者の行う主な職務について・・・P 39

第28回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成17年3月14日(月)
午前9時30分～
場 所：石巻ルネッサンス館
1階 マルチ交流ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

- | | |
|--------|---|
| 報告第83号 | 新市における非常勤の特別職等の報酬について |
| 報告第84号 | 新市の例規について |
| 報告第85号 | 事務事業の調整結果について |
| 報告第86号 | 新市の平成17年度予算について |
| 報告第87号 | 平成16年度 石巻地域合併協議会事業実施状況及び歳入歳出
決算見込みについて |

(2) その他

市長職務執行者の行う主な職務について

5 そ の 他

6 閉 会

報告第 8 3 号

新市における非常勤の特別職等の報酬について

新市における非常勤の特別職等の報酬について、別紙のとおり調整したので報告する。

平成 1 7 年 3 月 1 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

1. 非常勤の特別職等の報酬について(医師会等関係を除く)

項目	新市(案)		石巻市		河北町		雄勝町	
	職名・職種	単位 報酬額	単位 報酬額	単位 報酬額	単位 報酬額	単位 報酬額	単位 報酬額	
顧問弁護士	年	800,000	年	800,000				
行政委員 (行政連絡区長)		現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。ただし、牡鹿町については、班長報酬を廃止し、行政区長の報酬を平等割100,000円、世帯割1戸当り5,000円とする。	年	均等割 52,500 世帯割 @875	年	平均割 133,000 世帯数割 @2,500 遠近割 @80 広狭割 @10,500	年	均等割 151,000 世帯割 @2,270以内
交通安全指導員	年	・分隊長 130,000 ・副分隊長 120,000 ・班長 110,000 ・隊員 90,000 ・出勤報酬 3,000 (1日) 隊長、副隊長は分隊長兼務	年	・隊長 51,500 ・副隊長 39,800 ・班長 32,100 ・隊員 22,400 ・出勤報酬 1,700 (1回)	回	・隊長 5,500 ・副隊長 5,200 ・支隊長 5,000 ・隊員 4,800	年	・隊長 119,000 ・副隊長 87,000 ・隊員 68,800
衛生推進員 衛生組合長(幹事) 衛生協力員	年	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。	年	・衛生推進員 10,000	年	・衛生組合長 27,600 ・衛生幹事 15,100		
保健推進員	年	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。	年	17,500	年	・代表 12,100 ・幹事 9,100	年	日額 9,600 4,200
手話通訳	月	138,800	月	138,800				
幼稚園長	年	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。ただし、河北町については、専任園長とし月額160,000円とする。	年	100,000 小学校長兼任園長	年	201,300 小学校長兼任園長		
特殊教育実習所所長	月	154,300 専任所長予定	月	100,000 中学校長兼任所長				
適応指導教室室長	月	154,300	月	154,300				
適応指導教室指導員	月	143,300	月	143,300				
英語指導助手(ALT)	月	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。	月	300,000	月	300,000	月	311,410

河南町		桃生町		北上町		牡鹿町	
単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額
年	平均割 248,000 世帯割 @550 広狹割 @1,482 遠近割 @1,844	年	均等割 249,000 世帯割 @1,120 地域割 @32,000以内	年	平均割 153,000 世帯割 @3,260	年	・行政区長 平均割 104,000 世帯割 50戸以下 @1,190 51戸以上 100戸以下@1,090 101戸以上 @1,000 ・班長 平均割 36,700 世帯割 @1,160
年	・隊長 116,000 ・副隊長 90,000 ・班長 81,000 ・隊員 70,000	回	・隊長 @2,900(早朝) @4,200(半日) @7,800(1日) ・副隊長 @2,800(早朝) @4,000(半日) @7,600(1日) ・班長 @2,700(早朝) @3,900(半日) @7,300(1日) ・隊員 @2,600(早朝) @3,800(半日) @7,200(1日)	年	・隊長 221,000 ・副隊長 214,000 ・班長 207,000 ・隊員 200,000	回	・隊長 @8,200(4h以上) @4,100(2~4h) @2,050(2h以内) ・隊長以外 @8,000(4h以上) @4,000(2~4h) @2,000(2h以内)
年	・衛生協力員 基本割 21,200 世帯割 @550			年	・衛生組合長 均等割 @7,900 世帯割 @200 出役謝礼金@5,200		
年	12,000	年	22,000	年	24,000 世帯割加算 200	年	19,000
		年	200,000 小学校長兼任園長				
月	300,000	月	316,000	月	300,000	月	312,000

項目	新市(案)		石巻市		河北町		雄勝町	
職名・職種	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額
社会教育指導員	月	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。	月	138,800	月	159,500		
少年センター所長	月	154,300	月	154,300				
自然教育センター指導員	月	154,300	月	154,300				
自然教育センター所長	月	138,800	月	138,800				
マンガランド所長	月	148,500	月	148,500				
公民館分館長	年	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。			年	37,000		
荻浜公民館事務嘱託	月	105,000	月	105,000				
少年補導員	回	2,200	回	2,200				

河南町		桃生町		北上町		牡鹿町	
単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額
月	117,700	月	124,000	月	124,300		
年	44,400	年	102,000			年	52,000

2. 非常勤の特別職等の報酬について(医師会等関係)

項目	新市(案)		石巻市		河北町		雄勝町	
	職名・職種	単位 報酬額	単位 報酬額	単位 報酬額	単位 報酬額	単位 報酬額		
集団健康診査嘱託医	日	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	日	26,000	日	32,700	日	32,700 委託料
予防接種嘱託医	日	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	日	26,000	日	32,700	日	32,700 委託料
荻浜基本健診医師	日	41,800	日	41,800				
身障者基本健診医師	日	26,000	日	26,000				
保育所嘱託医(内科)	年	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	年	60人定員 151,300 90人定員 162,700 110人定員 170,300 荻浜 183,500	年	67,000 児童数加算 @390	年	介助者 @4,600 32,700
保育所歯科医	年	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	年	60人定員 133,700 90人定員 145,200 110人定員 152,700 荻浜 164,800	年	67,000 児童数加算 @300	年	介助者 @4,600×2人 32,700
生活保護嘱託医師	月	80,300	月	80,300				
みどり園・かもめ学園嘱託医	年	151,300	年	151,300				
幼稚園医(内科)	年	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	年	基本額 88,000 管理校医手当 40,900 児童数加算 @240	年	67,000		
幼稚園医(眼科・耳鼻科)	年	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	年	基本額 88,000 児童数加算 @240	年	眼科 41,000 耳鼻科 67,000		
幼稚園医(歯科)	年	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	年	基本額 88,000 児童数加算 @240				
幼稚園薬剤師	年	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	年	小規模校(200人未満) 110,000				
小学校・中学校医(内科)	年	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	年	基本額 88,000 (小学校は89,000) 管理校医手当40,900 (小学校のみ) 児童数加算 @240 へき地加算 荻浜小 34,700 東浜小 39,900 荻浜中 34,700	年	67,000		
小学校・中学校医(眼科)	年	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	年	基本額 88,000 管理校医手当40,900 児童数加算 @240 へき地加算 荻浜小 34,700 東浜小 39,900 荻浜中 34,700	年	41,000		基本額 40,000 児童数加算 @310

河南町		桃生町		北上町		牡鹿町	
単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額
日	32,700 委託料	日	32,700 委託料	日	32,700 委託料	日	46,500 委託料
日	49,050 委託料	日	32,700 委託料	日	49,050 委託料	日	20,000 委託料
年	59,000 児童数加算 @380	年	58,000 児童数加算 @340	年	65,400	年	70,000
年	59,000 児童数加算 @380	年	46,000 児童数加算 @220	年	65,400	年	60,000
		年	基本額 58,000 児童数加算 @340				
		年	基本額 48,000 児童数加算 @230				
		年	基本額 46,000 児童数加算 @220				
		年	基本額 31,600				
年	59,000	年	基本額 58,000 児童数加算 @340	年	39,000	年	基本額 44,600 児童数加算 @380
年	59,000	年	基本額 48,000 児童数加算 @230	年	43,700	年	基本額 41,100 児童数加算 @330

項目	新市(案)		石巻市		河北町		雄勝町	
職名・職種	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額
小学校・中学校医 (耳鼻科)	年	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	年	基本額 88,000 児童数加算 @240 へき地加算 荻浜小 34,700 東浜小 39,900 荻浜中 34,700	年	67,000	年	基本額 40,000 児童数加算 @310
小学校・中学校医 (歯科)	年	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	年	基本額 88,000 児童数加算 @240 へき地加算 荻浜小 34,700 東浜小 39,900 荻浜中 34,700	年	41,000	年	基本額 40,000 児童数加算 @310
小学校・中学校薬剤師	年	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において調整する。	年	大中規模校 (生徒200人以上) 123,000 小規模校 (生徒200人未満) 110,000 へき地加算 1級 29,400 2級 31,500	年	22,200	年	24,500
高等学校医(内科)	年	基本額 88,000 管理校医手当40,900 生徒数加算 @240	年	基本額 88,000 管理校医手当40,900 生徒数加算 @240				
高等学校医(眼科・耳鼻科・歯科)	年	基本額 88,000 生徒数加算 @240	年	基本額 88,000 生徒数加算 @240				
高等学校薬剤師	年	大中規模校 (生徒200人以上) 123,000	年	大中規模校 (生徒200人以上) 123,000				

河南町		桃生町		北上町		牡鹿町	
単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額
年	59,000	年	基本額 48,000 児童数加算 @230	年	43,700	年	基本額 41,100 児童数加算 @330
年	59,000	年	基本額 46,000 児童数加算 @220	年	39,000	年	基本額 39,100 児童数加算 @320
年	41,000	年	31,600	年	20,900	年	30,000

報告第 8 4 号

新市の例規について

新市の例規の取扱いについて，別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 3 月 1 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

新市の例規の取扱いについて

現在1市6町で施行されている条例・規則等は、合併の日の前日をもってすべて失効するため、新市において新たに条例・規則等を制定し市政を行う必要があり、その制定にあたっては、次により取扱うものとする。

1 即時制定し施行する例規

(1) 条例

市長職務執行者の専決処分（地方自治法第179条第1項）により即時制定し、施行させる。専決処分した条例は、専決処分後の最初の議会において報告し、承認を求める。

〔専決処分対象例規〕 件数 - 条例：279件

法定により必ず設置するもの若しくは設置が必要なもの又はこれに準ずるもので市政執行上空白期間の許されないもの

新市の組織及びその運営等に関するもの

市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの

公の施設等の設置に関するもの

合併協議会において協議済みのもの

(2) 規則・告示等

専決処分の条例の例により、市長職務執行者の職権により制定し、施行する。

件数 - 規則：312件 告示等：414件

2 一定の地域に暫定的に施行する例規

新市において、条例（規則）が制定施行されるまでの間、市長職務執行者が、従来その地域に施行されていた条例（規則）を新市の条例（規則）として当該地域に引き続き施行する（地方自治法施行令第3条）こととし、暫定施行する条例（規則）については、告示を行う。

〔暫定施行対象例規〕 件数 - 条例：5件，規則：10件，告示等：4件

条例名は類似しているが、市町の制度に差異があり、新市設置日において統合が困難なため、統合案を決定し新市の議会に提案する予定のもの

いずれか一方の市町のみ条例であり、新市において全市域に適用させるかの政策的判断を要するもの

新たに適用させるものはないが、既に適用されていたものを整理する間施行するもの

3 逐次制定し施行する例規

市長及び議会議員選挙後に制定し、施行する。

〔逐次施行対象例規〕 件数 - 条例：13件，規則：24件，告示等：26件

市長の政策判断等にかかるもの

議会提案等によるもの

新 市 例 規 目 次

<p>第1編 総 規 第1章 市制施行 第2章 公告式 第3章 表 彰</p>	<p>第9編 社会福祉 第1章 通 則 第2章 保 護 第3章 児童・母子福祉 第4章 高齢者福祉 第5章 障害者福祉 第6章 国民健康保険 第7章 介護保険</p>
<p>第2編 議 会 第1章 議 会 第2章 事務局</p>	<p>第10編 市民生活 第1章 環境保全 第2章 衛 生 第1節 保健衛生 第2節 環境衛生 第3節 墓地・斎場</p>
<p>第3編 行政委員会・委員 第1章 教育委員会（第8編第1章に登載） 第2章 選挙管理委員会 第3章 監査委員 第4章 公平委員会 第5章 農業委員会 第6章 固定資産評価審査委員会</p>	<p>第3章 戸籍・印鑑 第4章 住居表示 第5章 災害対策 第6章 交通対策・防犯 第7章 消費者保護 第8章 その他</p>
<p>第4編 行政組織 第1章 組 織 第2章 附属機関等 第3章 代理・代決等 第4章 事務・処務 第5章 資産等公開 第6章 文書・公印 第7章 情報の公開・保護等 第8章 行政手続 第9章 市民活動 第10章 離島振興 第11章 地域振興 第12章 男女共同参画</p>	<p>第11編 産業経済 第1章 農 林 第2章 水 産 第3章 商 工 第4章 労 政 第5章 観 光</p>
<p>第5編 人 事 第1章 定数・任用 第2章 分限・懲戒 第3章 服 務 第4章 職員研修 第5章 職員派遣 第6章 職員厚生 第7章 職員団体</p>	<p>第12編 建 設 第1章 通 則 第2章 開 発 第3章 都市計画・公園 第4章 道 路 第5章 下水道・排水路 第6章 建 築 第7章 住 宅</p>
<p>第6編 給 与 第1章 報酬・費用弁償 第2章 給料・手当等 第3章 恩給・退職手当 第4章 旅 費</p>	<p>第13編 消 防 第14編 病院事業 第1章 組織・処務 第2章 人事・給与 第3章 財 務</p>
<p>第7編 財 務 第1章 通 則 第2章 会 計 第3章 税・税外収入 第1節 市 税 第2節 税外収入 第4章 契 約 第5章 財 産 第1節 財産管理 第2節 基 金</p>	<p>第15編 その他 第1章 暫定例規</p>
<p>第8編 教 育 第1章 教育委員会 第1節 通 則 第2節 組織・処務 第3節 人事・給与 第2章 学校教育 第3章 社会教育 第4章 社会体育 第5章 文化財</p>	

	新市の条例名	施行区分	即時施行理由
	第1編 総 規		
	第1章 市制施行		
条例第1号	石巻市役所の位置を定める条例	即時	
条例第2号	石巻市の休日を定める条例	即時	
	第2章 公告式		
条例第3号	石巻市公告式条例	即時	
	第3章 表 彰		
	石巻市名誉市民条例	逐次	
	石巻市の特別職にあった者の礼遇に関する条例	逐次	
	石巻市市政功労者等の表彰に関する条例	逐次	
	第2編 議 会		
	第1章 議 会		
	石巻市議会定例会の回数に関する条例	逐次	
	石巻市議会委員会条例	逐次	
	石巻市議会議政務調査費交付条例	逐次	
	第2章 事務局		
	石巻市議会議事務局設置条例	逐次	
	第3編 行政委員会・委員		
	第1章 教育委員会（第8編第1章に登載）		
	第2章 選挙管理委員会		
条例第5号	石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	即時	
条例第6号	石巻市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場設置条例	即時	
条例第7号	石巻市選挙公報の発行に関する条例	即時	
	第3章 監査委員		
	石巻市監査委員条例	逐次	
	第4章 公平委員会		
条例第8号	石巻市公平委員会設置に関する条例	即時	
	第5章 農業委員会		
条例第9号	石巻市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例	即時	
	第6章 固定資産評価審査委員会		
条例第10号	石巻市固定資産評価審査委員会条例	即時	
	第4編 行政組織		
	第1章 組 織		
条例第11号	石巻市組織条例	即時	
条例第12号	石巻市総合支所及び支所設置条例	即時	
条例第288号	石巻市行政委員設置条例	即時	
条例第289号	石巻市河北地区行政区長設置条例	即時	

条例第290号	石巻市雄勝地区行政区長設置条例	即時	
条例第291号	石巻市河南地区行政連絡区長設置条例	即時	
条例第292号	石巻市桃生地区行政連絡区長設置条例	即時	
条例第293号	石巻市北上地区行政区長設置条例	即時	
条例第294号	石巻市牡鹿地区行政区長設置条例	即時	
	第2章 附属機関等		
	石巻市総合計画審議会条例	逐次	
条例第13号	石巻市地域まちづくり委員会設置条例	即時	
	石巻市行政評価等検討委員会条例	逐次	
	第3章 代理・代決等		
	第4章 事務・処務		
	第5章 資産等公開		
	政治倫理の確立のための石巻市長の資産等の公開に関する条例	逐次	
	第6章 文書・公印		
	第7章 情報の公開・保護等		
条例第14号	石巻市情報公開条例	即時	
条例第15号	石巻市個人情報保護条例	即時	
条例第16号	石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例	即時	
	第8章 行政手続		
条例第17号	石巻市行政手続条例	即時	
	第9章 市民活動		
条例第18号	石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例	即時	
	第10章 離島振興		
条例第19号	石巻市田代島開発総合センター条例	即時	
条例第20号	石巻市網地島開発総合センター条例	即時	
条例第21号	石巻市マンガアイランド条例	即時	
	第11章 地域振興		
条例第22号	石巻市情報プラザ条例	即時	
条例第23号	石巻市桃生地区市民バスの運行に関する条例	即時	
条例第284号	石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例	即時	
	第12章 男女共同参画		
条例第24号	石巻市男女共同参画推進条例	即時	
	第5編 人 事		
	第1章 定数・任用		
条例第25号	石巻市職員定数条例	即時	
条例第26号	石巻市職員の再任用に関する条例	即時	
	第2章 分限・懲戒		
条例第27号	石巻市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	即時	

条例第 28 号	石巻市職員の定年等に関する条例	即時	
条例第 29 号	石巻市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	即時	
	第 3 章 服 務		
条例第 30 号	石巻市職員のサービスの宣誓に関する条例	即時	
条例第 31 号	石巻市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	即時	
条例第 32 号	石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	即時	
条例第 33 号	石巻市職員の育児休業等に関する条例	即時	
	第 4 章 職員研修		
	第 5 章 職員派遣		
条例第 34 号	石巻市職員の公益法人等への派遣等に関する条例	即時	
	第 6 章 職員厚生		
条例第 35 号	石巻市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	即時	
条例第 36 号	石巻市職員厚生会に関する条例	即時	
	第 7 章 職員団体		
条例第 37 号	石巻市職員団体の登録に関する条例	即時	
条例第 38 号	石巻市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	即時	
	第 6 編 給 与		
	第 1 章 報酬・費用弁償		
条例第 39 号	石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例	即時	
条例第 40 号	石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び手当に関する条例	即時	
条例第 41 号	石巻市証人等に対する実費弁償に関する条例	即時	
条例第 42 号	石巻市特別職報酬等審議会条例	即時	
	第 2 章 給料・手当等		
条例第 43 号	石巻市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例	即時	
条例第 44 号	石巻市教育委員会教育長の給与等に関する条例	即時	
条例第 45 号	石巻市職員の給与に関する条例	即時	
条例第 47 号	石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例	即時	
条例第 48 号	石巻市職員に対する寒冷地手当に関する条例	即時	
条例第 49 号	石巻市職務執行者の給与等に関する条例	即時	
	第 3 章 恩給・退職手当		
	第 4 章 旅 費		
条例第 50 号	石巻市職員等の旅費に関する条例	即時	
	第 7 編 財 務		
	第 1 章 通 則		
条例第 51 号	石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	即時	
条例第 52 号	石巻市財政報告書の作成及び公表に関する条例	即時	
	第 2 章 会 計		
条例第 53 号	石巻市特別会計条例	即時	

	石巻市長期継続契約とする契約を定める条例	逐次	
	第3章 税・税外収入		
	第1節 市 税		
条例第55号	石巻市市税条例	即時	
条例第57号	石巻市水利地益税条例	即時	
条例第58号	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例	即時	
条例第59号	石巻市国民健康保険税条例	即時	
条例第56号	石巻市都市計画税条例	即時	
条例第61号	石巻市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例	即時	
条例第62号	石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例	即時	
条例第63号	石巻市自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除に関する条例	即時	
	第2節 税外収入		
条例第64号	石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例	即時	
条例第65号	石巻市手数料条例	即時	
条例第66号	石巻市税外収入等督促手数料及び延滞金徴収条例	即時	
条例第67号	石巻市分担金徴収に関する条例	即時	
	第4章 契 約		
	第5章 財 産		
	第1節 財産管理		
条例第68号	石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	即時	
条例第69号	石巻市公共物管理条例	即時	
	第2節 基 金		
条例第70号	石巻市財政調整基金条例	即時	
条例第71号	石巻市減債基金条例	即時	
条例第72号	石巻市国際交流基金条例	即時	
条例第73号	石巻市庁舎建設基金条例	即時	
条例第74号	石巻市21世紀の田園文化創造基金条例	即時	
条例第75号	石巻市篤志奨学資金貸与基金条例	即時	
条例第76号	石巻市奨学資金貸与基金条例	即時	
条例第77号	石巻市株式会社山大教職員等研修基金条例	即時	
条例第78号	石巻市長寿社会対策基金条例	即時	
条例第79号	石巻市国民健康保険事業財政調整基金条例	即時	
条例第80号	石巻市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例	即時	
条例第81号	石巻市国民健康保険出産費資金貸付基金条例	即時	
条例第82号	石巻市介護保険事業財政調整基金条例	即時	
条例第83号	石巻市介護保険高額介護サービス費資金貸付基金条例	即時	
条例第84号	石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金条例	即時	
条例第85号	石巻市高齢者等肉用牛貸付基金条例	即時	

条例第 86 号	石巻市優良家畜導入資金貸付基金条例	即時	
条例第 87 号	石巻市電源立地促進対策交付金事業基金条例	即時	
条例第 88 号	石巻市電源立地地域対策交付金事業基金条例	即時	
	第 8 編 教 育		
	第 1 章 教育委員会		
	第 1 節 通 則		
	第 2 節 組織・処務		
条例第 89 号	石巻市特殊教育共同実習所条例	即時	
	第 3 節 人事・給与		
	第 2 章 学校教育		
条例第 90 号	石巻市立学校設置条例	即時	
条例第 91 号	石巻市中心身障害児就学指導委員会条例	即時	
条例第 92 号	石巻市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	即時	
条例第 93 号	石巻市立学校の授業料等徴収条例	即時	
条例第 94 号	石巻市奨学金貸与条例	即時	
条例第 95 号	石巻市学校給食センター条例	即時	
	第 3 章 社会教育		
条例第 97 号	石巻市社会教育委員に関する条例	即時	
条例第 98 号	石巻市公民館条例	即時	
条例第 99 号	石巻市図書館条例	即時	
条例第 100 号	石巻市向陽・小竹地区コミュニティセンター条例	即時	
条例第 101 号	石巻市名振・大浜・伊勢畑地区コミュニティセンター条例	即時	
条例第 102 号	石巻市和湍地区コミュニティセンター条例	即時	
条例第 103 号	石巻市寺山・小沢地区コミュニティセンター条例	即時	
条例第 105 号	石巻市泊地区コミュニティセンター条例	即時	
条例第 106 号	石巻市本町コミュニティセンター条例	即時	
条例第 107 号	石巻市田代島自然教育センター条例	即時	
条例第 138 号	石巻市山崎多目的集会所条例	即時	
条例第 104 号	石巻市しらすぎ台コミュニティセンター条例	即時	
条例第 139 号	石巻市青木多目的研修センター条例	即時	
条例第 287 号	石巻市曾波神多目的研修センター条例	即時	
条例第 108 号	石巻市石巻文化センター条例	即時	
条例第 109 号	石巻市学習等供用施設条例	即時	
条例第 110 号	石巻市河北総合センター条例	即時	
条例第 111 号	石巻市桃生勤労青少年ホーム条例	即時	
条例第 112 号	石巻市桃生文化交流会館条例	即時	
条例第 122 号	石巻市河南多目的ふれあい交流施設条例	即時	
条例第 96 号	石巻市島の楽校条例	即時	

	第4章 社会体育		
	石巻市スポーツ振興審議会条例	逐次	
条例第115号	石巻市運動公園等建設委員会条例	即時	
条例第116号	石巻市体育館条例	即時	
条例第118号	石巻市運動場条例	即時	
条例第119号	石巻市牡鹿清崎運動公園施設条例	即時	
条例第120号	石巻市河南体育センター条例	即時	
条例第124号	石巻市桃生スポーツ施設条例	即時	
条例第125号	石巻市桃生武道館条例	即時	
条例第126号	石巻市網地島テニスコート施設条例	即時	
条例第121号	石巻市河南室内プール条例	即時	
条例第123号	石巻市河南パークゴルフ場条例	即時	
条例第113号	石巻市北上にっこりサンパーク条例	即時	
条例第127号	石巻市雄勝B&G海洋センター条例	即時	
条例第114号	石巻市河南水辺の楽校公園条例	即時	
	第5章 文化財		
条例第128号	石巻市文化財保護条例	即時	
	第9編 社会福祉		
	第1章 通 則		
条例第129号	石巻市社会福祉事務所設置に関する条例	即時	
条例第130号	石巻市社会福祉法人の助成に関する条例	即時	
条例第131号	石巻市総合福祉会館条例	即時	
条例第132号	石巻市民会館条例	即時	
条例第133号	石巻市河北福祉活動センター条例	即時	
条例第135号	石巻市牡鹿保健福祉センター条例	即時	
条例第134号	石巻市桃生地域福祉センター条例	即時	
条例第136号	石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例	即時	
条例第137号	石巻市災害援護条例	即時	
	第2章 保 護		
	第3章 児童・母子福祉		
条例第140号	石巻市保育所条例	即時	
条例第141号	石巻市中心身障害児通園施設条例	即時	
条例第142号	石巻市乳幼児医療費の助成に関する条例	即時	
条例第143号	石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例	即時	
条例第144号	石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例	即時	
条例第149号	旧河北町すこやか出産祝金条例の規程に基づく祝金等の経過措置に関する条例	即時	
条例第146号	石巻市放課後児童クラブ条例	即時	
条例第148号	石巻市大指ふれあい広場条例	即時	

	第4章 高齢者福祉		
条例第150号	石巻市敬老祝金等支給条例	即時	
条例第152号	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	即時	
条例第153号	石巻市河南老人福祉センター条例	即時	
条例第154号	石巻市老人憩の家条例	即時	
条例第157号	石巻市館ふれあいセンター条例	即時	
条例第158号	石巻市老人創作館条例	即時	
条例第159号	石巻市桃生高齢者コミュニティセンター条例	即時	
条例第160号	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	即時	
条例第161号	石巻市高齢者生活福祉センター条例	即時	
条例第295号	高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例及び旧牡鹿町高齢者住宅整備資金貸付条例の規定に基づく貸付条件等の経過措置に関する条例	即時	
	第5章 障害者福祉		
条例第162号	石巻市知的障害者通所授産施設条例	即時	
条例第163号	石巻市河北心身障害者通所援護施設条例	即時	
	第6章 国民健康保険		
条例第164号	石巻市国民健康保険条例	即時	
	第7章 介護保険		
条例第165号	石巻市介護保険条例	即時	
条例第151号	石巻市デイサービスセンター条例	即時	
条例第155号	石巻市在宅介護支援センター条例	即時	
条例第156号	石巻市河北地区福祉バスの運行に関する条例	即時	
	第10編 市民生活		
	第1章 環境保全		
条例第166号	石巻市環境基本条例	即時	
条例第167号	石巻市環境審議会条例	即時	
条例第168号	石巻市環境美化の促進に関する条例	即時	
条例第169号	石巻市雄勝峠崎自然公園条例	即時	
条例第170号	石巻市神割崎自然公園条例	即時	
	第2章 衛生		
	第1節 保健衛生		
条例第171号	石巻市予防接種健康被害調査委員会条例	即時	
条例第172号	石巻市診療所条例	即時	
条例第173号	石巻市保健相談センター条例	即時	
条例第174号	石巻市看護師等奨学金貸与条例	即時	
条例第175号	石巻市保健センター条例	即時	
条例第176号	石巻市北上保健医療センター条例	即時	
条例第177号	石巻市母子健康センター条例	即時	
	第2節 環境衛生		

条例第180号	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	即時	
条例第181号	石巻市廃棄物処理施設条例	即時	
条例第182号	石巻市一般廃棄物最終処分場条例	即時	
	第3節 墓地・斎場		
条例第185号	石巻市墓地条例	即時	
条例第186号	石巻市霊園条例	即時	
条例第187号	石巻市斎場条例	即時	
	第3章 戸籍・印鑑		
条例第188号	石巻市印鑑条例	即時	
	第4章 住居表示		
条例第190号	石巻市住居表示に関する条例	即時	
条例第191号	石巻市住居表示審議会条例	即時	
	第5章 災害対策		
条例第192号	石巻市防災会議条例	即時	
条例第193号	石巻市災害対策本部条例	即時	
条例第194号	石巻市市民安全安心まちづくり条例	即時	
	第6章 交通対策・防犯		
条例第195号	石巻市交通安全対策会議条例	即時	
条例第196号	石巻市交通安全指導員条例	即時	
条例第197号	石巻市駐車場条例	即時	
	第7章 消費者保護		
	第8章 その他		
	第11編 産業経済		
	第1章 農 林		
条例第200号	石巻市農政対策審議会条例	即時	
条例第201号	石巻市桃生堆肥化処理センター条例	即時	
条例第206号	石巻市北上堆肥センター条例	即時	
条例第202号	石巻市河北堆肥センター条例	即時	
条例第203号	石巻市かなん有機センター条例	即時	
条例第204号	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	即時	
条例第205号	石巻市河北農林漁業者トレーニングセンター条例	即時	
条例第206号	石巻市河南農村環境改善センター条例	即時	
条例第207号	石巻市河南広淵農業担い手センター条例	即時	
条例第208号	石巻市桃生寺崎農業担い手センター条例	即時	
条例第209号	石巻市河南鹿又農業研修センター条例	即時	
条例第210号	石巻市河南須江農村定住センター条例	即時	
条例第211号	石巻市桃生高須賀定住センター条例	即時	
条例第212号	石巻市河南北村農村交流センター条例	即時	

条例第213号	石巻市河南山根中埵転作推進集落センター条例	即時	
条例第214号	石巻市河南須江中埵構造改善センター条例	即時	
条例第215号	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	即時	
条例第216号	石巻市桃生農業者体験実習館条例	即時	
条例第218号	石巻市河南農村公園等条例	即時	
条例第219号	石巻市牡鹿生活共同利用施設条例	即時	
条例第220号	石巻市桃生バイオ研修センター条例	即時	
条例第221号	石巻市地域社会環境整備施設条例	即時	
条例第222号	石巻市営牧場条例	即時	
条例第224号	石巻市部分林設定条例	即時	
条例第225号	石巻市森林等における火入れの規制に関する条例	即時	
条例第226号	石巻市牧山市民の森条例	即時	
条例第227号	石巻市雄勝森林公園条例	即時	
	第2章 水産		
条例第230号	石巻市漁港管理条例	即時	
条例第231号	石巻市水産物地方卸売市場条例	即時	
条例第232号	石巻市水産物流通加工総合管理センター条例	即時	
条例第233号	石巻市雄勝水浜漁村センター条例	即時	
条例第234号	石巻市牡鹿地区水産物処理センターの設置に関する条例	即時	
条例第235号	石巻市牡鹿表浜センターの設置に関する条例	即時	
条例第236号	石巻市寄磯地区集会施設の設置及び管理に関する条例	即時	
	第3章 商工		
条例第237号	石巻市企業誘致条例	即時	
条例第238号	石巻市桃生インフォメーションプラザ条例	即時	
	第4章 労政		
条例第239号	石巻市勤労者余暇活用センター条例	即時	
条例第240号	石巻市労働会館条例	即時	
	第5章 観光		
条例第241号	石巻市観光物産情報センター条例	即時	
条例第242号	石巻市道の駅「上品の郷」条例	即時	
条例第243号	石巻市雄勝インフォメーションセンター条例	即時	
条例第244号	石巻市サン・ファン・パウティスタパーク条例	即時	
条例第245号	石巻市石ノ森萬画館条例	即時	
条例第246号	石巻市雄勝硯伝統産業会館条例	即時	
条例第247号	石巻市雄勝石ギャラリー条例	即時	
条例第248号	石巻市桃生植立山公園条例	即時	
条例第249号	石巻市桃生鳴神沼公園条例	即時	
条例第250号	石巻市金華山休けい所条例	即時	

条例第251号	石巻市国民宿舎条例	即時	
条例第252号	石巻市国民宿舎運営審議会条例	即時	
条例第253号	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	即時	
条例第254号	石巻市おしかホエールランド条例	即時	
条例第255号	石巻市おしかホエールランド運営審議会条例	即時	
条例第256号	石巻市おしか御番所公園条例	即時	
条例第257号	石巻市営巡航船設置運営に関する条例	即時	
条例第258号	石巻市営旅客船運賃条例	即時	
	第12編 建設		
	第1章 通則		
	第3章 都市計画・公園		
条例第259号	石巻市都市計画審議会条例	即時	
条例第261号	石巻市地区計画等の案の作成手続に関する条例	即時	
条例第262号	石巻市都市公園条例	即時	
条例第260号	石巻市都市計画雄勝土地区画整理事業施行条例	即時	
条例第263号	石巻市駅前広場条例	即時	
	第4章 道路		
条例第264号	石巻市道路占用料条例	即時	
	第5章 下水道・排水路		
条例第265号	石巻市下水道条例	即時	
条例第266号	石巻市漁業集落排水処理施設条例	即時	
条例第267号	石巻市漁業集落排水事業分担金条例	即時	
条例第268号	石巻市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例	即時	
条例第183号	石巻市北上戸別処理浄化槽設置条例	即時	
条例第184号	石巻市北上戸別処理浄化槽事業分担金条例	即時	
条例第198号	石巻市農業集落排水処理施設条例	即時	
条例第199号	石巻市農業集落排水事業分担金条例	即時	
	第6章 建築		
条例第269号	石巻市建築基準等に関する条例	即時	
条例第270号	石巻市建築協定条例	即時	
条例第271号	石巻市建築審査会条例	即時	
条例第272号	石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	即時	
	第7章 住宅		
条例第273号	石巻市営住宅条例	即時	
条例第274号	石巻市特定公共賃貸住宅条例	即時	
条例第275号	石巻市勤労者住宅条例	即時	
	第13編 消防		
条例第276号	石巻市消防団条例	即時	

条例第277号	石巻市消防団員等公務災害補償条例	即時	
条例第278号	石巻市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	即時	
条例第279号	石巻市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	即時	
	第14編 病院事業		
	第1章 組織・処務		
条例第280号	石巻市病院事業の設置等に関する条例	即時	
条例第281号	石巻市病院運営審議会条例	即時	
	第2章 人事・給与		
	第3章 財 務		
条例第282号	石巻市病院事業使用料及び手数料条例	即時	
	第15編 その他		
	第1章 暫定例規		
	石巻市恩給条例	暫定	
	河南町納税貯蓄組合等補助金並びに報償に関する条例	暫定	
	牡鹿町街路灯維持管理条例	暫定	
	河南町街灯料負担条例	暫定	
	北上町ほのぼの子育て支援金支給条例	暫定	

報告第 8 5 号

事務事業の調整結果について

事務事業の調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 3 月 1 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

事務事業の調整結果について

事務事業分野 (分科会)	事務事業数	うち協定項目 の内訳項目数	差し引き 項目数 (事務項目数)	備 考
総務	88	9	79	
人事	67	22	45	
議会	63	6	57	
消防防災	58	31	27	
税務	73	19	54	
管財	30	2	28	
財政	23	0	23	
出納	17	0	17	
建設計画	8	0	8	
企画調整	73	44	29	
情報化	14	11	3	
住民生活	26	2	24	
国民健康保険	40	12	28	
環境	66	28	38	
上水道	132	4	128	
保健	79	41	38	
社会・児童福祉	54	38	16	
高齢者・障害者福祉	70	33	37	
介護保険	46	15	31	
農業委員会	26	3	23	
農林	67	25	42	
水産	30	11	19	
商工観光	69	29	40	
都市計画	40	1	39	
道路河川	46	2	44	
下水道	56	15	41	
建築住宅	25	3	22	
公立病院	16	3	13	
総務・学校	80	11	69	
社会教育	53	17	36	
体育振興	27	6	21	
小 計	1,562	443	1,119	
使用料・手数料	203	203	0	
補助金・交付金	319	319	0	
小 計	522	522	0	
合 計	2,084	965	1,119	

報告第 8 6 号

新市の平成 1 7 年度予算について

新市の平成 1 7 年度予算について，別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 3 月 1 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成17年度予算について

1. 暫定予算について

地方自治法施行令第2条の規定により、合併に伴う暫定予算を編成する。

暫定予算は、平成17年4月1日付けで石巻市長職務執行者により専決処分する。

暫定予算については、新石巻市の議会及び新市長の誕生後における市議会において本予算が議決されるまでの「つなぎ予算」となるものである。

本予算を審議する市議会は、平成17年6月定例会となるが、合併により相当量の審議事項があることから、日程的には6月中旬から7月中旬までの長期間の議会になるものと予想されるので、暫定予算の期間を4か月間と設定した。

暫定予算は、本予算が議決されるまでの「つなぎ予算」であることから、自治体運営に係る最小限の経費を編成することが基本とされている。

従って、編成される予算の内容については次のような内容となる。

・義務的経費

人件費・生活保護費・保育所管理費・国保医療給付費・介護サービス給付費・義務教育関係費など、市民生活に関連する経常的な事業費の一部

・平成16年度以前に設定された債務負担行為や継続費に係る経費

各種建設事業費等で、継続的に実施しなければならない建設事業費等

・その他暫定期間中に必要とされる経費

2. 本予算について

本予算は、平成17年度の通年ベースで編成されることとなる。

従って、暫定予算は本予算が成立したときには、その中に吸収されるため自動的に消滅することとなる。

本予算の編成は、経常的経費及び投資的経費の通年ベースでの組立となる。

本予算は、政策的経費について新市の市長の査定を経て、新市議会の審議により決定されることとなるので、平成17年市議会6月定例会に付議することとなる。

3. 予算編成作業について

平成17年度の暫定予算及び本予算の編成スケジュールは、別紙スケジュール表のとおりで進めている。

4. 各種会計の設定について

新市における各種会計の設定については、別紙「平成17年度予算・会計設定一覧」のとおりである。

通 年 ベ ー ス 予 算 編 成 ス ケ ジ ュ ー ル

区 分	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月								
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下						
議 会							6月定例会 ←→									9月定例会 ←→									12月定例会 ←→									2月定例会 ←→								
当初予算 ベース	作業期間																			←→																						
	説明会																説明会																									
	要求締切																			要求締切																						
	ヒヤリング																ヒヤリング ←→																									
	課長査定																			課長査定 ←→																						
	部長査定																									部長査定																
	市長査定																												市長査定													
	査定通知																															査定通知										

暫 定 予 算 編 成 ス ケ ジ ュ ー ル

区 分	9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月					
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
議 会																												←→ 臨時議会			←→ 6月定例会								
暫定予算	作業期間	←→																																					
	説明会							説明会(12/2)																															
	要求締切							要求締切(12/24)																															
	ヒヤリング							ヒヤリング ←→																															
	課長査定																課長査定 ←→																						
	部長査定																部長査定 ←→																						
	市長査定																						市長査定 ←→																
	査定通知																			査定通知																			

平成17年度各種会計設定(予定)一覧

会 計 名	備 考
1 石巻市一般会計	
2 石巻市土地取得特別会計	石巻
3 石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計	石巻・牡鹿
4 石巻市下水道事業特別会計	石巻・河北・雄勝・河南・桃生・北上・牡鹿
5 石巻市漁業集落排水事業特別会計	石巻
6 石巻市農業集落排水事業特別会計	河北・河南・桃生
7 石巻市浄化槽整備事業特別会計	北上
8 石巻市駐車場事業特別会計	石巻・(牡鹿)
9 石巻市国民健康保険事業特別会計	石巻・河北・雄勝・河南・桃生・北上・牡鹿
10 石巻市老人保健医療特別会計	石巻・河北・雄勝・河南・桃生・北上・牡鹿
11 石巻市介護保険事業特別会計	石巻・河北・雄勝・河南・桃生・北上・牡鹿
12 石巻市旅客定期航路事業特別会計	牡鹿
13 石巻市国民宿舎事業特別会計	牡鹿
14 石巻市ホエールランド事業特別会計	牡鹿
15 石巻市診療所事業特別会計	(石巻)・河北・北上・牡鹿
16 石巻市病院事業会計	石巻・雄勝・牡鹿・

報告第 8 7 号

平成 1 6 年度 石巻地域合併協議会事業実施状況及び
歳入歳出決算見込みについて

平成 1 6 年度 石巻地域合併協議会事業実施状況及び歳入歳出決算見込みについて、
別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 3 月 1 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成16年度 石巻地域合併協議会 事業実施状況

1 会議の開催等

(1) 協議会の開催

協議会を15回開催し、合併協定項目のうち修正分も含め28項目を協議確認した。合併調印後は、合併時まで調整が必要な協定項目39項目をはじめ、具体的に調整が必要な事項についての協議確認を行った。

(2) 首長会の開催

新市の暫定行政委員会の委員の選出及び職員人事等を協議確認した。

(3) 幹事会の開催

幹事会を13回開催し、協議会に提案する事項又は協議会からの指示事項等について協議・調整を行った。

(4) 合併協定調印と県知事への申請

合併協議に基づく、合併協定調印式を10月30日開催し、11月24日県知事に対し合併申請書を提出した。(1月17日総務大臣告示が行われた。)

2 新市まちづくり計画の策定

(1) 新市まちづくり計画の策定

新市建設計画(まちづくり計画)策定方針に基づく、新市建設の基本方針、根幹となるべき施策に関する事項、公共的施設の適正配置と整備に関する事項、財政計画等を内容とする新市まちづくり計画を策定した。

(2) 新市まちづくり計画書及びダイジェスト版の作成

新市まちづくり計画書を作成するとともに、地域住民へ計画内容を周知するため、新市まちづくり計画のダイジェスト版を作成した。

3 事務事業等の一元化

事務事業等の一元化を図るため、事務事業の現況及び課題等をより具体的に整理し、幹事会及び各専門部会(分科会)の協議により調整方針を決定した。

4 住民への情報提供及び住民意向の把握

(1) 住民説明会の開催

住民への周知及び意向把握を行う一環として、協議が整ったすべての合併協定項目の内容並びに新市まちづくり計画の最終案を説明し意見を聴取する住民説明会を、10月2日から13日まで29会場で開催し、1,700人を超える住民の参加があった。

(2) 住民説明会資料の作成及び配布

協議が整ったすべての合併協定項目の内容を、住民にわかりやすい表現で掲載した住民説明会資料を新市まちづくり計画ダイジェスト版と併せて、66,000部発行し、構成市町の全世帯及び住民説明会参加者に配布した。

(3) 協議会ホームページの開設

協議会の内容や協議の進行状況等の情報をタイムリーに提供した。

・アクセス件数 約28,000件

5 合併準備

(1) 新市例規の作成

事務事業等の一元化調整に合わせ、新市における条例や規則等の例規を作成している。

(2) 電算システムの統合

新市における行政サービスや事務に支障が出ないようにするため、電算システム統合化基本方針に基づき、住民情報系をはじめとする各種電算システムの統合を行っている。

(3) 予算の調製

新市建設計画(まちづくり計画)を基本とした新市における予算の調製を行っている。

(4) 組織の整備

新市における事務組織と職員配置などの整備を行っている。

(5) 開庁の準備

新市誕生による開庁式開催及び庁舎整備等の準備を行っている。

6 住民周知

(1) 行政サービス周知用冊子の発行

新市における住民の利便性を図るため、合併によって変更となる行政サービスの内容や手続きをはじめ、新市の組織、事務分担、問合せ先等の情報を掲載した冊子「くらしの便利帳」65,000部を発行し、構成市町の全世帯へ配布した。

(2) 合併PR看板等の設置

新市誕生を広く住民にPRするため、石巻市内14箇所及び6町の役場に看板、懸垂幕及び横断幕を設置した。また、PRポスター1,200枚を製作し1市6町の主要箇所へ貼付した。

(3) 新聞広告の掲載

河北新報が、3月31日に発行(約48万部発行)する「平成の大合併・新自治体誕生」合同特集号に、新市誕生の広告を掲載する。

平成16年度石巻地域合併協議会歳入歳出決算見込額調

《 歳 入 》

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予算現額	調定額	節			説明		
							区分	予算現額	収入済額		収入未済額	
1	負担金		7,000,000	3,567,000	3,433,000	3,433,840		3,433,000	3,433,840	840		
	1	負担金	7,000,000	3,567,000	3,433,000	3,433,840	1	市町負担金	3,433,000	3,433,840	840	合併協議会負担金 河北町
2	県支出金		10,000,000	0	10,000,000	10,000,000		10,000,000	10,000,000	0		
	1	県補助金	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	1	県補助金	10,000,000	10,000,000	0	
3	繰越金		12,000,000	5,543,000	17,543,000	17,542,391		17,543,000	17,542,391	609		
	1	繰越金	12,000,000	5,543,000	17,543,000	17,542,391	1	繰越金	17,543,000	17,542,391	609	H15年度からの繰越金
4	諸収入		10,000	9,893,000	9,903,000	9,902,963		9,903,000	9,902,963	37		
	1	諸収入	10,000	9,893,000	9,903,000	9,902,963	1	諸収入	9,903,000	9,902,963	37	石巻地域1市5町合併 協議会精算還付金収入 9,902,923 預金利子(見込) 40
歳入合計			29,010,000	11,869,000	40,879,000	40,879,194		40,879,000	40,879,194	194		

《 歳 出 》

(単位 : 円)

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予備費充用 及び 流用増減額	予算現額	節			説明	
							区 分	予算現額	支出見込額		不 用 額
1	運 営 費		15,484,000	13,060,000	39,532	28,504,468		28,504,468	28,369,931	134,537	
	1	会 議 費	4,883,000	1,433,000	689,619	4,139,619		4,139,619	4,068,112	71,507	
		1				1	報 酬	2,355,000	2,350,000	5,000	委員報酬 同目11節から流用 115,000 2款1項1目11節から流用 690,000
						9	旅 費	780,120	756,630	23,490	委員費用弁償 同目11節から流用 120
						11	需 用 費	78,895	54,000	24,895	消耗品費 同目1節へ流用 115,000 同目14節へ流用 68,985 食糧費 同目9節へ流用 54,000 120
						13	委 託 料	718,114	699,992	18,122	会議録作成業務 同目14節へ流用 11,886
						14	使用料及び 賃 借 料	207,490	207,490	0	会場借上料 同目11節から流用 68,985 同目13節から流用 11,886 1款2項1目11節へ流用 170 1款2項1目14節へ流用 211

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予備費充用 及び 流用増減額	予算現額	節			説明	
							区 分	予算現額	支出見込額		不 用 額
	2 事務費	1 事務費	10,601,000	14,493,000	729,151	24,364,849					
							24,364,849	24,301,819	63,030		
							3 職員手当等	294,397	254,444	39,953	時間外勤務手当 2款1項1目12節へ流用 425,603
							9 旅 費	92,236	88,000	4,236	普通旅費 2款1項1目12節へ流用 61,764
							11 需 用 費	3,694,265	3,683,177	11,088	消耗品費 2,580,721 同目13節へ流用 52,500 2款1項1目12節へ流用 100,229 燃 料 費 119,912 2款1項1目12節へ流用 10,000 食 糧 費 0 印刷製本費 935,550 光熱水費 46,994 1款1項1目14節から流用 170 2款1項1目12節へ流用 8,176
							12 役 務 費	633,000	630,852	2,148	通信運搬費 489,897 2款1項1目12節へ流用 70,000 手 数 料 140,955
							13 委 託 料	309,068	309,068	0	ホームページ作成業務 256,568 同目14節から流用 151,568 事務室仕切移設業務 52,500

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予備費充用 及び 流用増減額	予算現額	節			説明
							区 分	予算現額	支出見込額	
										同目11節から流用 52,500
						14 使用料及び 賃借料	2,304,883	2,299,398	5,485	事務所借上料 7,781 事務機器借上料 1,290,870 1款1項1目14節から流用 211 同目13節へ流用 100,800 2款1項1目12節へ流用 33,760 公用車借上料 991,200 私用車借上料 9,547 同目13節へ流用 50,768 2款1項1目12節へ流用 20,000
						23 償還金利子 及び割引料	17,037,000	17,036,880	120	石巻地域合併協議会精算 還付金 17,036,880 (@2,433,840円 × 7団体)
2 事業費			12,399,000	260,000	39,532	12,178,532	12,178,532	12,178,532	0	
	1 事業推進費	1 事業推進費	12,399,000	260,000	39,532	12,178,532	12,178,532	12,178,532	0	
						11 需用費	10,745,072	10,745,072	0	消耗品費 77,832 1款1項1目1節へ流用 78,690 同目12節へ流用 28,478 食糧費 43,550 同目12節へ流用 19,450 印刷製本費 10,623,690 1款1項1目1節へ流用 611,310
						12 役務費	1,149,960	1,149,960	0	通信運搬費 25,200

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予備費充用 及び 流用増減額	予算現額	節				説明
							区分	予算現額	支出見込額	不用額	
											同目11節から流用 460 手数料 179,760 同目14節から流用 73,500 広告料 945,000 1款2項1目3節から流用 425,603 1款2項1目9節から流用 61,764 1款2項1目11節から流用 118,405 1款2項1目12節から流用 70,000 1款2項1目14節から流用 53,760 同目11節から流用 47,468 同目13節から流用 31,500 同目14節から流用 136,500
							13 委託料	283,500	283,500	0	例規一元化業務 21,000 同目12節へ流用 31,500 調印式会場設営撤収作業業務 262,500
							14 会場借上料	0	0	0	同目12節へ流用 210,000
3 予備費			1,127,000	931,000	0	196,000					
	1 予備費	1 予備費	1,127,000	931,000	0	196,000					

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予備費充用 及び 流用増減額	予算現額	節			説明	
							区分	予算現額	支出見込額		不用額
歳出合計			29,010,000	11,869,000	0	40,879,000		40,879,000	40,548,463	330,537	

《 収 支 》 歳入総額 40,879,194 円 - 歳出総額 40,548,463 円 = 歳入歳出差引額 330,731 円（新市へ引継ぎ）

《 支払見込額 》

通信運搬費

- ・電話回線使用料 61,000 円
- ・合同庁舎内電話回線使用料 225 円
- ・ウイルスチェックサービス 2,625 円
- 計 63,850 円

市長職務執行者の行う主な職務

1 市長職務執行者の職務の基本原則

「市長職務執行者」は、『首長の職務権限の執行』を行うが、その職はあくまでも暫定に過ぎないので、執行に当たっては、必要最小限度の職務のみとなる。

2 具体的な職務内容

(1) 開庁式の執行

4月1日に『開庁式』を執り行う。

(2) 長の事務引継ぎ

「市長職務執行者」は、「合併関係市町の長」から事務引継ぎを受ける。

(3) 行政委員会委員等の特別職の選任

合併に伴い、各行政委員会や附属機関等の委員、非常勤の特別職等も失職となるが、新市発足に必要な特別職については、市長の就任を待たず、合併時又は合併後に「市長職務執行者」により選任の手続きを行う。

「市長職務執行者」が選任する主な特別職は、次のとおりである。

暫定教育委員会の委員 暫定固定資産評価審査委員会の委員

農業委員会の1号委員 消防団長、交通安全指導員、行政委員・行政区長等

附属機関等の委員（4月1日又は必要な日）

(4) 一般職の職員の任命

新市に身分が引き継がれる一般職の職員及び新規採用職員に対して、任命辞令を交付する。

合併時に「収入役」が不在となるため、「市長職務執行者」が一般職員のうちから「収入役職務代理者」の選任を行う。

(5) 暫定予算の調製及び執行

合併時から予算が議会の議決を経て成立するまでの間、「市長職務執行者」は、必要な収支について『暫定予算』を調製し、これを執行する。

『暫定予算』は専決処分により成立させ、最初の議会に報告し、承認を求める。

(6) 条例及び規則等の制定

法令や市民の権利・義務等により、市政執行上で空白期間の許されないものや組織等に関する『条例』については、合併時に「市長職務執行者」が即時制定し、施行させる。

これらの『条例』は専決処分により成立させ、最初の議会に報告し、承認を求める。

「市長」の権限に属する事項についての『規則・規程等』を制定し、施行させる。

新市において一定の地域に暫定的に必要な『条例・規則』については、告示行為により施行させる。

(7) 予算及び条例以外の主な事務手続き

一部事務組合等の加入、町（字）の名称変更、公共施設の相互利用、指定金融機関の指定などについて、専決処分により事務手続きを行うほか、合併時に必要な決裁を行う。

4月1日石巻市長職務執行者日程(案)

1) 開庁式 8時～8時30分 本庁正面玄関前・各総合支所
8時までに職員等が本庁正面玄関前に集まり開庁式を行います。 市長職務執行者及び来賓代表のあいさつの後、来賓紹介、テープカット・くす玉割を行います。各総合支所においても、総合支所長を中心に「総合支所銘板掲示」を行います。
2) 事務引継 8時30分～9時 市長室
1市6町の首長から職務執行者へ事務の引継ぎ、署名押印
3) 専決処分 9時～9時30分 市長室
条例、暫定予算、退職手当組合への加入、土地開発公社への加入、指定金融機関の指定、町(字)の名称変更、公の施設の相互利用、財産の無償貸付等
4) 暫定教育委員辞令交付 9時30分～9時40分 市長室
各市町の教育委員から選出した5人に対し、暫定教育委員の辞令の交付を行います。 (交付を受けた5人は、直ちに教育委員会を開催し、委員長・教育長を選出します。)
5) 決裁処理 9時40分～10時30分 市長室
専決処分以外の決裁処理
6) 職員辞令交付 10時30分～11時30分 石巻市石巻中央公民館
辞令は、市長事務部局、教育委員会事務部局、農業委員会事務局の代表職員に職務執行者が辞令を交付します。 議会事務局及び監査委員事務局については、議長及び代表監査委員が選出されるまで、総務部付け、または、総務課付けの辞令となります。 また、石巻市収入役職務代理者(出納課長)の任命を行い、職務執行者のあいさつをいただき、式を終えます。
7) 農業委員会・辞令交付 13時20分～14時 石巻文化センター
13時30分から開催の農業委員会(職務執行者の招集)に先立ち、13時20分から農業団体推薦委員3人に辞令の交付を行います。その後、総会において年長委員が臨時議長となり、会長を選出します。
8) 暫定固定資産評価審査委員辞令交付 15時00分～15時30分 市長室
6人の暫定固定資産評価審査委員に辞令を交付します。
9) 消防団長・交通安全指導隊長等辞令交付 16時～16時30分 市長室
消防団長7人、指導隊分隊長(隊長、副隊長兼務)7人に辞令を交付します。

新市本庁及び総合支所開庁式実施計画

1. 日 時 平成17年4月1日(金)午前8時から
2. 会 場 本庁・正面玄関前及び駐車場 総合支所・正面玄関前
3. 本庁開庁式
 - (1) 式次第
 - (祝 砲)
 1. 開 式
 2. 市旗掲揚
 3. 職務執行者式辞
 4. 来賓祝辞
 5. 来賓紹介
 6. テープカット・くす玉割(職務執行者, 旧市町首長, 議長)
 7. 閉 式
 - (2) 案内及び参加者
 - 県知事、地元選出国會議員及び県議會議員
 - 旧市町首長・議長
 - 職務執行者・本庁職員
 - 一般市民(各新聞, ホームページ等で周知)
4. 総合支所開庁式
 - (1) 式次第
 1. 開 式
 2. 総合支所長あいさつ
 3. 総合支所銘板掲示
 4. 閉 式
 - (2) 参加者
 - 支所職員、一般市民(各新聞, ホームページ等で周知)